

## 公衆衛生・食の安全は社会運動なしには守れない

—食品衛生の歴史を振り返って—

食品衛生アドバイザー、元食品衛生監視員  
笹井 勉

### 1. はじめに

日本国憲法第25条（1946年）で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は全ての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に努めなければならない。」とされた。

1947年12月24日に制定公布された食品衛生では「この法律は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。」とし、公衆衛生を担う重要な部門となった。

### 2. 食品衛生行政は警察行政から新憲法で食品衛生監視員に

戦前は1900年（明治33年）に「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律」が施行され、取締り業務は警察官が行っていた。1938年（昭和13年）厚生省が設置され、同省の所管となったが、食品衛生法が施行になるまで、警察部署によって行われた。

戦後の混乱期には、貧困と物質不足で、燃料用のメチルアルコールを飲んだ中毒が多発し、1945-46年には死者2,244名、重症（失明）175名、軽症603名にのぼった。砂糖の不足で、不純物の多い闇の有害人工甘味料が出回り、中毒患者や死者が出た。

1946年1月に有害飲食物取締令が制定され、同年5月には人工甘味料取締規則が改正され悪質有害な甘味料の規制が強化された。

1946年10月に公衆衛生監視員制度発足し、知識階級失業応急救済事業として、業務にあたるのは医師、薬剤師、獣医師が望ましいとされた。

1947年4月30日に食品を専門に扱う食品衛生監視員制度が発足し、同5月には食品衛生監視員業務が警察行政から厚生省所管となり、全国に食品衛生監視員が配置された。

### 3. 昭和30年(1955)代の食品事故を振り返る

#### ① 雪印乳業の脱脂粉乳による食中毒事件

1955年3月、東京都内の小学校9校で、給食用ミルクを原因食品とする喫食者7,638名、患者1,579名の黄色ブドウ球菌食中毒が発生した。（都内で最も多い食中毒患者数）

ミルクの原料、脱脂粉乳を製造していた雪印乳業の北海道八雲工場で停電が発生し、原料乳や半濃縮乳が高温で長時間保有され、ブドウ球菌が増殖し、毒素のエンテロトキシンが産生されたためであった。加熱でブドウ球菌は殺菌されても毒素は消滅しないという基本的な知識が欠如していた。

雪印乳業は、45年後の2000年に北海道の大樹工場と同様の事態となり、エンテロトキシン入り

の脱脂粉乳で製造した加工乳により、全国で患者1万人を超える食中毒事件を起こした。

### ●なぜ再び事件が、復興から驕りへ

1955年の事故後、当時の社長が「全社員に告ぐ」という社訓を作り、『信用を獲得するには長い年月を要し、これを失墜するのは一瞬であり、そして信用は金銭で買うことはできない』と、安全な製品を消費者に提供することこそが雪印の社会的責任であることを訴えた。結果、雪印グループは、乳業トップ・食品業界でも巨大企業グループに登り詰めた。しかし、トップブランドへの驕りが生じ、社員教育もおろそかにされていく。

社訓が取り外されて25年目、前回とほぼ同じ原因で食中毒を起こした。責任逃れに走る企業体質、社長の報道陣に対する暴言などの要因が重なり、企業イメージは失墜し、雪印グループは解体された。

## ② 森永ヒ素ミルク事件

### ●事件発生

1955年6月～8月にかけて、岡山県を中心とした西日本一帯で、人工栄養児の間に発熱、下痢、腹部膨満、皮疹、貧血などの症状を示す乳児の奇病が相次いだ。当初、診断した医師たちは、胃腸障害、夏ばて、貧血などと診断し、原因不明で保健所に届け出なかった。

### ●原因究明

岡山大学医学部の浜本教授が、入院死亡した乳児の枕元にあった調整粉乳(MF5516)を分析した結果、乳児が飲めば亜急性又は慢性のヒ素中毒を起こす量のヒ素が検出された。

森永乳業・徳島工場では、粉ミルクの製造過程で、牛乳の劣化を防ぐために、食品添加用の第二燐酸ソーダを添加するが、誤って不純物のヒ素化合物が含まれる工業用を使用した。

これにより約84万缶の「森永MF印ドライミルク」にヒ素が混入した。患者は1956年6月の厚生省発表で、12,131名にのぼり、死亡者が130名とされた。世界でも例を見ない大規模な乳幼児の集団食中毒事件となった。(2015年12月末現在の被害者数は、13,442名)

### ●社会から見放された患者

1955年8月30日、森永乳業・徳島工場は営業停止3カ月の処分を受けた。森永乳業はこのヒ素中毒事件を工場の過失とは考えず、被害児への謝罪や補償の意思を示さなかった。

森永乳業への怒りから、森永製品の不買運動が各地で始まったが、1958年10月25日、徳島地裁が「森永ミルク事件における会社側の責任はない」と無罪判決を下すと、患者は世間から忘れ去られ孤立無援の状態になっていった。

### ●日本公衆衛生学会で丸山教授の「14年目の訪問」報告

1969年10月の第27回日本公衆衛生学会で、大阪大学公衆衛生学の丸山教授らは「14年前の森永MF砒素ミルク中毒患者はその後どうなっているか』と題して被害児67例の追跡調査結果を発表し、中枢神経系の障害を残した子供たちが多数いることを明らかにした。

丸山教授の報告は、全国に大きな衝撃を与え、厚生省も対策に乗り出すことになった。

また、子どもを守る親たちの長い苦しい運動の結果、厚生省、「守る会」、森永乳業の三者による話し合いで、1973年に「三者会談確認書」が成立した。翌年、三者会談における合意を基盤に、全被害者の恒久的救済を図るため、ひかり協会が設立された。

ひかり協会は、被害者の救済のための事業及び調査・研究その他の事業を行うとともに、公衆衛生

及び社会福祉の向上に資することとし、被害者の継続的な健康管理や生活の保障・援助、自立生活の促進など、総合的な相談事業を行っている。

### ③ 水俣病発生の公式確認

1953年頃から熊本県水俣市を中心とした不知火海岸で散発的に発生し、当初伝染性の奇病として住民がこれを隠蔽していた事件は、その究明が行われた。

1956年5月1日、水俣市の新日本窒素水俣（現チッソ）工場付属病院の院長が、「水俣市の漁村一帯に、これまでに見たことのない奇病が多発している」と水俣保健所に報告した。

水俣病は、海水によって希釈されたメチル水銀が食物連鎖を経て魚貝類に濃縮され、この魚貝類を摂取した人々から中毒者が出たものだった。

経済成長を最優先した時代、工場排水が原因と疑っても、国や市は工場の操業停止を求めず、このことが水俣病の解明を遅らせ、被害を大きくした。水俣病は被害の大きさと悲惨さから公害の原点といわれている。

### ④ カネミ油症事件

1968年10月、北九州市のカネミ倉庫が製造したカネミ・ライスオイルの製造過程で加熱用のパイプから熱媒体のPCB（ポリ塩化ビフェニル）が混入した。PCB汚染のライスオイルにより、皮膚病変を引き起こし、黒い吹き出物、かゆみ、全身倦怠感、腰痛などの難治性の症状を示し、多数の死者を出した。

工場はパイプの接合部からPCBが漏れていたことが判明した後も、販売停止などの適切な処置を取らず患者を扱った。被害者は1都2府8県で1万4320名、死者50名に達する大惨事となった。

## 4. 消費者運動の成果、食品衛生法改正で「疑わしきは罰する」

水俣病やヒ素ミルク事件、ライスオイル事件などにより食品公害反対の消費者運動が盛り上がり、国会で取り上げられ、食の安全の規制が強化された。

1972年6月、食品衛生法の大幅改正が行われ、食品安全の考え方の基本として「有害な物質等が含まれ、又は付着している疑いのある食品の規制」、いわゆる「疑わしきは罰する」となった。

### ●最強の防腐剤のAF-2が使用禁止に

防腐剤のAF-2は、欧米では発がん性の疑いから許可されていなかった。日本ではハム・ソーセージ類の保存料として使用されていたニトロフラゾンが毒性試験で使用停止になり、AF-2が認可された。製造元の上野製薬ではハムや魚肉ソーセージだけでなく、「トフロン」の商品名で豆腐用の防腐剤として販売していた。

AF-2を使用した豆腐製造業者に皮膚炎、甲状腺異常、喘息、精神障害などが多発しているとして郡司篤孝氏が有害説を唱えた。東京医科歯科大学の実験でAF-2に強い変異原性があること判明し、日本環境変異学会でもその毒性が問題になった。これに対して厚生省は、AF-2の安全性をうたうパンフレットを食品業者に配り、許可を継続した。

1974年、国立衛生研究所が「AF-2の発がん性を示す動物実験結果」を公表し、同年8月22日に全面使用禁止が決定した。

## 5. 公衆衛生から地域保健へ

### ① 米国の圧力によって食の安全規制が緩和

1976年4月、米国から輸入されたグレープフルーツ、レモン、オレンジから指定外添加物である農薬のOPP（オルトフェニルフェノール）、あるいはTBZ（チアペンダゾール）が検出され、約5千400トンについて積み戻し又は廃棄の措置がとられた。

この問題は農産物に対する日米間の貿易摩擦、非関税障壁の走りとなった。

米国の圧力で1977年4月、OPPは食品添加物として指定された。対象食品を柑橘類に限り、残量を10ppm以下とし、バラ売りの柑橘類にも使用の表示を義務付けた。その後TBZも添加物として指定された。

### ② 世界で新興・再興感染症の出現

1976年にエボラ出血熱（ザイール）やレジオネラ症・クリプトスポリジウム（米国）などの新興感染症が発現し、再び公衆衛生の重要性が増した。さらに米国では1981年エイズ、82年腸管出血性大腸菌O157が確認され、英国では1986年に狂牛病、88年には卵の中に入ったサルモネラ・エンテリティディスが発現し、世界的に広がった。

#### ●腸管出血性大腸菌O157

1982年に米国で、ハンバーガーを原因とする出血性大腸炎が集団発生し、ベロ毒素を産生する大腸菌O157が原因菌として確認された。日本では1990年、埼玉県の子供園で井戸水により患者319名、園児2名が死亡する事件が発生し、1996年には堺市の学校給食で患者7,996名、3名が死亡するという痛ましい食中毒事件が起きた。

### ③ 地域保健法で保健所の統廃合

1994年6月、地域保健法（保健所法の全面改正）が公布され、公衆衛生から地域保健への流れとなり、保健所は845ヶ所から481ヶ所（2017年）へと集約化・統廃合された。

厚生省は地域保健法を策定する理由に「感染症対策は終わった」ことをあげたが、腸管出血性大腸菌O157が地域保健法施行の前年に爆発的に流行したのは、皮肉である。

### ④ 食品事故の多発と食品基本法制定、食品衛生法の改正

#### ●牛海綿状脳症（BSE）いわゆる狂牛病の発生

2001年9月、日本でもBSEの牛が発見された。日本にBSEは入ってこないという安全神話があったが、調査の結果BSE感染牛が発見された。その際、患牛の処分経過について適切な情報が提供されず、産業保護、消費者を無視した行政対応に批判が続出した。

#### ●冷凍ほうれん草から残留農薬検出

民間団体が中国産の冷凍ほうれん草から規格基準を超える農薬のクロルピリホスを検出したとの発表。3月20日から、全国の検疫所で冷凍野菜18品目を生鮮野菜と同じ基準で検査し始めると、基準を超える残留農薬が次々と出てきた。

#### ●食品衛生法の改正と充実強化をも求める請願署名が1,373万筆

日本生活協同組合連合会は、消費者個人の選択や生協の事業的な努力のみでは、「食の安全」を守り



きれない。食品の安全を確保するための社会的なシステム必要と訴え 1999 年から「食品安全行政の抜本的充実・強化を求める要請」署名運動を開始した。署名は全国で取り組まれ 1,373 万筆が集まり、2001 年秋の国会で採択された。

### ●食品安全基本法制定と食品衛生法の一部改正

食品事故の多発や請願署名の採択を背景に 2003 年通常国会で「食品安全基本法」を制定され「食品衛生法」が改正された。

食品安全基本法では、食の安全は「国民の健康の保護が最も重要である」という基本的認識の下で、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割が定められた。消費者の役割がはじめて法律に明記された。

食品衛生法の改正では「国民の健康の保護」が目的に加わった。

## 6. 2018 年の食品衛生法改正の目的

2018 年 3 月、「広域的な食中毒事案への対策強化、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設、食品リコール情報の報告制度の創設」などの食品衛生法の一部改正法案が上程された。改正の中心は、HACCP の制度化で、アベノミクスの食品産業による海外進出のための法整備が主な目的になっている。

2003 年とは違い国民・消費者からの要望でなく、国策・企業の活躍しやすい環境を整える側面が強いものとなっている。

参院厚生労働委員会での審議で、日本共産党の倉林明子議員は、小規模零細業者に義務づける食品衛生管理が過重な負担とならないよう、食品衛生監視員を抜本的に増員し、きめ細かい支援を行うよう求めた。

## 7. 公衆衛生は時代遅れか

食の環境が大量生産、大量消費、輸入食品が増大する時代に於いては、食の安全は自己責任で守れるものではなく、憲法第 25 条の国民の健康保護するため、国として必要な規制や対応が求められている。

食品安全基本法では、「国民の健康への悪影響の未然防止」のため、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割が規定されている。

食品への規制は、企業の儲けの為でなく、国民の生活を守り、健康を保護・増進するものでなくてはならない。公衆衛生・食の安全は消費者、専門家、団体の運動なしには守れない。

資料：21 世紀に向けた食品保健対策の推進、食中毒統計（厚生労働省）

HP クールスーサンの戦後医療史などを参考にさせていただきました。